

**第 12 類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわ
ら及び飼料用植物**

注

- 1 第 12.07 項には、油やしの実、パーム核、綿実、ひまの種、ごま、マスタードの種、サフラワーの種、けしの種及びシャナットを含むものとし、オリーブ（第 7 類及び第 20 類参照）及び第 08.01 項又は第 08.02 項の物品を含まない。
- 2 第 12.08 項には、脱脂してない粉及びミールのほか、部分的に脱脂した粉及びミール並びに脱脂後完全に又は部分的にもとの油脂を加えた粉及びミールを含むものとし、第 23.04 項から第 23.06 項までの油かすを含まない。
- 3 ビート、牧草、観賞用の花、野菜、森林樹、果樹、ベッチ（ヴィキア・ファバ種を除く。）又はルーピンの種は、第 12.09 項の^は播種用の種とみなす。
もつとも、次の物品は、^は播種用のものであつても、第 12.09 項には含まない。
 - (a) 豆及びスイートコーン（第 7 類参照）
 - (b) 第 9 類の香辛料その他の物品
 - (c) 穀物（第 10 類参照）
 - (d) 第 12.01 項から第 12.07 項まで又は第 12.11 項の物品
- 4 第 12.11 項には、バジル、ボレージ、おたねにんじん、ヒソップ、甘草、ミント類、ローズマリー、ヘンルーダ、セージ及びにがよもぎ並びにこれらの部分を含む。
もつとも、第 12.11 項には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 30 類の医薬品
 - (b) 第 33 類の調製香料及び化粧品類
 - (c) 第 38.08 項の殺虫剤、殺菌剤、除草剤、消毒剤その他これらに類する物品
- 5 第 12.12 項において海草その他の藻類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 21.02 項の単細胞微生物（生きていないものに限る。）
 - (b) 第 30.02 項の培養微生物
 - (c) 第 31.01 項又は第 31.05 項の肥料

号注

- 1 第 1205.10 号において「菜種（低エルカ酸のもの）」とは、不揮発性油（エルカ酸がその重量の 2%未満のものに限る。）及び 1 グラムあたり 30 マイクロモル未満のグルコシノレイトの固形分が得られる菜種をいう。